

平成29年度 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業

地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業を実施する者に対する 補助事業の公募についての公示

平成29年6月30日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

この度、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

本事業は、木造住宅供給の担い手となる大工技能者の急激な減少・高齢化に対して、地域の大工・工務店等複数の民間企業からなるから構成される団体・協議会等（以下、団体等という。）において技能者を育成する体制を確保するとともに、地域の優良な住宅ストックの適切な維持・更新を図るため、施工技術体制の整備等の取組みを実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、木造住宅等の生産体制を強化することを目的とするものです。

1 補助対象とする事業の内容

次の(1)または(2)のテーマのいずれかに該当する、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備に向けた取組み。

(1) 全国的に共通する課題に対応した木造住宅施工技術体制整備事業

下記の通り、全国的に共通する課題について政策的に対応が必要と認められる取組みに関する技術研修に要する費用に対して支援を行う。

- ・ リフォーム等による地域の住宅の適切な維持・更新に係る研修
- ・ 長期優良住宅の建設に係る研修
- ・ 新規大工技能者を育成するために実施する、総合的・体系的な技術・知識を備えるのに必要な実技指導及び木造住宅技術全般の講習（※）
※「大工技能者の育成の検討報告書（平成28年3月 一般社団法人木を活かす建築推進協議会・木造技能者育成検討委員会）」における提案に準拠するもの
- ・ 被災住宅応急修理や応急仮設住宅・地域型復興住宅供給に係る研修（ただし、地方公共団体と災害時応援協定等を締結している団体等に限る）
- ・ その他特に政策的に対応が必要と認められる取組みに関する研修（「働き方改革」に係る取組み、性別を問わない入職支援に関する取組み等）

(2) 生産性向上又は地域の気候風土対応等の木造住宅施工技術体制整備事業

下記の通り、木造住宅の生産性向上又は地域の気候風土対応等に係る取組みに関する技術研修に要する費用に対して支援を行う。

- ・住宅生産における機械化・資材の標準化対応、多能工の育成に係る研修
- ・地場産材や地域の製品の活用、地域に承継される工法への対応に係る研修（ただし、特定の事業者において限定的に用いられている技術や資材等を用いる工法を除く。）
- ・職場環境の改善や労働安全衛生管理等に係る研修
- ・その他生産性向上又は地域の気候風土対応技術に係る研修

※ 本事業により実施する技術講習又は実技指導においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

※ 複数年度にまたがる事業計画の提案についても可とする。この場合、提案書において予め各年度の計画及び必要経費等を明らかにすることとし、提案内容等が適切と判断され採択された場合、2年目以降の事業に係る補助金については、当該年度の国の予算が認められた場合に、予算の範囲内で優先的に交付を行う。

2 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成29年9月上旬から平成30年3月上旬（予定）

3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(6)までの全てを満たす、地域の大工・工務店等複数の民間企業からなる団体・協議会等（以下、団体等という。）であることを要件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (6) 団体等を構成する民間事業者が手掛けた建物の維持・更新について、団体等内で適切に継承できる体制が確保されていること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であ

ることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

4 公募要領の交付期間及び担当部局等

(1) 交付期間

平成 29 年 6 月 30 日(金)10 時から平成 29 年 7 月 19 日(水)18 時まで

(2) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 芝原、田村

電話 03-5253-8111(代) (内線 39438) F A X 03-5253-1629

電子メール shibahara-k29c@mlit.go.jp

(3) 方法

上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって配布する

公募要領の交付を希望する場合は、予め(2)の担当まで事前連絡を行うこと。

5 提案書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成 29 年 7 月 21 日(金)18 時まで(必着)

(2) 場所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 20 番 1 号

株式会社アルセッド建築研究所 大倉、小口

電話 03-3409-4532 F A X 03-3409-3394

電子メール ohura@alsed.co.jp

(3) 方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は A 4 サイズとし 7 部(やむを得ず A 4 サイズ以外の資料を添付する場合は 1 2 部)、F A X 又は電子メールの場合は 1 部。(F A X 又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 Government7」 「Microsoft Word2013」

「Microsoft Excel2013」 「Adobe Acrobat ReaderXI」以前に限る。

- ・ ファイル総量は極力 1 メガバイト以内とすること。

※ 応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電話、F A X 又は電子メール)にて受け付ける。(来訪等による問い合わせには対応しない。)

6 審査・採択方法

提出された提案書等について、学識経験者等で構成する評価委員会において書類審査等による評価を行い、一定の評価を得た提案書等を提出した者を当該事業に係る平成 2 9 年度予算の範囲内で採択する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は4(2)に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は公募要領等による。